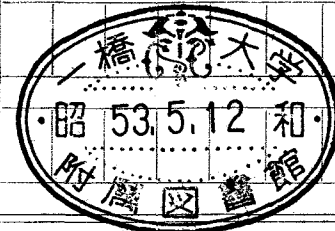


シャーフハウゼン銀行の

成立(1848年)

長沼泉昭



目次

はじめに 1

I シャーフハウゼン商会の発展 7

(1) 揺籃期 — 18世紀以前 7

(2) アブラハムの時代 —

18世紀末から1820年代まで 22

(3) 1830年代以降の

シャーフハウゼン商会 66

II シャーフハウゼン銀行の成立と

50年代の発展 105

(1) 株式銀行への改組 —

シャーフハウゼン銀行の成立 105

(2) シャーフハウゼン銀行の

1850年代の発展 148

註 183

当時のドイツの金融界に新風をふきこむ出来事であった。あるいはまた、いわゆる「特殊ドイツ的銀行型」の成立と評価される出来事であった。

ところで、19世紀半ばまでのドイツの金融界は、個人金融業者の世界であった。しかも、その個人金融業者たちは極めて多面的な姿をそなえているのである。活動の基盤をおくそれぞれの経済圏の具体的な条件の相違に規定され、活動の範囲や対象も異なっていた。業

務内容もまた、それによって変化してくる。「特殊ドイツ的銀行型」の特徴とされている、発起業務と正規の銀行業務の結合という形態も、本稿で示されているように、実はライン地方の個人金融業者がすでに19世紀前半に行なっていた内容である。しかも、個々の、「特殊ドイツ的銀行型」と目されている銀行を調べてみると、ライン地方の影響をうけないものはない。——とくに人的系譜において——したがって、19世紀半ば以降の金融史を換

討していく上でも、ケルンをはじめとするラ
 イン地方での金融史・個人金融業者史の研究
 は重要である。しかしながら、史料制約の
 大きさもあって、従来、十分な研究がなされ
 ていなかった。そこで以下に、現在入手しう
 る史料・文献にもとづいて、シャーフハウゼ
 ン商会の系譜をたどってみることにした。ま
 ず第I章において、シャーフハウゼン家ない
 し同商会の時代的な変化に即して検討する。
 ついで第II章では、むしろ周囲の政治的動向

を考慮して、株式会社への改組がなされた
 状況をりあげてみたい。なお本稿では、1848
 年の改組以前の個人金融業者の時代を商会と
 よび、以後の株式普通銀行の時代を銀行とよ
 んでいるが、これはまったく便宜的な理由に
 よるものである。48年以前と以後との区分を
 分りやすくするためと、48年以後では商業業
 務が放棄され、「純粋銀行業務」のみとなる
 からである。

I シャーフハウゼン商会の発展⁽¹⁾

(1) 揺籃期 — 18世紀以前

シャーフハウゼン家は、ケルンのかなり有力な商人として古くから活動していたようである。すでに17世紀末には、ケルンの名望家と評されているが、まずはじめに注目しておくべきことは、この一族がカトリックの信仰に立っていたことである。17世紀半ばぐらいの時点で考えると、北部から中部ドイツにか

けて、さらにはヴュルテンベルクにまで及ぶ相当な地域をルター派が支配していた。しかしライン地方では、ルール川一帯のルター派圏を除けば、カトリックが相当の勢力を誇っており、そこに多少カルヴァン派などが浸透してきているという状況であった。そしてケルンは、大司教座やイエズス会の組織が設置されるなど、マインツおよびトリアーなどと並ぶカトリックの重要拠点であった。とくにケルンに限って言えば、プロテスタントの活

動は強い圧迫を受けており、16世紀末に小規模なプロテスタントの教区が成立するが、公的な礼拝行為は、帝国直轄自由都市の時代を通じて(1794年まで)許されていなかった。司牧活動も、ほとんどミュールハイム *Mülheim* ないしはフレッヘン *Frechen* (ケルン近傍の小集落) の牧師によって行なわれていたのである。18世紀以前の信徒数などは不明であるが、1812年のケルンの4.6万人前後の居住者のうち約6%がプロテスタントであり、下って1854

年では、83,148人の居住者⁽¹⁾中約4500人がプロテスタントであった。したがって近代を通じて（現代においても）プロテスタントは圧倒的に少数派なのである。⁽²⁾

しかるにこの地域の有力な商人・企業者は、近代を通じて大半がプロテスタントにより、⁽³⁾占められており、そのこと自体、社会的・思想的にみて大変興味深い問題であるが、シャーフハウゼン家の場合は、カトリックの側からの例として注目されねばならない。

19世紀初頭に金融業者として活躍するアグライムの祖父アントレアス Andreas（以下では And とする）は、17世紀末の時点で織物御高を営み、当時のケルン商人層の有力な代表格とみなされていた。And は1654年に3に生まれ（出生地は不明）、82年にケルンの市民権ならびに敷布と壁布の販売権を獲得した。そして97年に、彼は羊毛組合 Wallenamt の代表者として市参事会に加わり活躍することとなる。参事会員の役職としては、97年から17

36年までの間に、織物会館の支配人で織物親方たちを監督する Tuchherr や、ビール醸造業者に対する監督官であった Bierherr、あるいは火酒製造業者の監査役 Revisor、そして製塩業者に対する同様な役職であった Salzherr などを兼任している。あるいはまた、And. は 1696 年に Bürgerfahne⁽⁴⁾ の旗手 Fähnrich に、さうに 99 年に团长 Hauptmann に選出されている。そして聖マルタン St. Martin 教会の長老 Kirchmeister でもあった。⁽⁵⁾ このように And. は、ま

さに名望家たるにふさわしい地位につらなっていたのである。

シャーフハウゼン家の家業は、18世紀半ば近くに、And. の息子のヨハン Johann Wolter S. (以下 J. W. とする) にひきつがれる。J. W. は 1726 年に生まれ、長じて元来の織物をはじめとする地元製品の卸商から次第に経営業種を拡張していき、とくに中南米産の毛皮の輸入を手がけるようになった。この場合の輸送経路は、主としてスペイン領中南米の各地から

ス페인(恐らくカディス Cádiz 港)に運ば
 れ、そこから大体アムステルダムを経由して
 ライン河を溯航し、ケルンに搬入されるとい
 うものであった。毛皮取引を自らの事業とし
 て経営するかたわら、J.W.はその他の物資の
 運送・委託取引を中広くすすめ、18世紀半ば
 にはケルンでも一流の業者になっていた。そ
 して金融業務の一般的な形成・発展過程に沿
 うように、J.W.も次第に運送・委託取引業者
 から金融業者への道を歩んでいく。つまり支

払清算の必要から、両替・手形取引をも業務
 の内に加えていったのである。そこからさら
 に貸付も行なわれるようになり、また地域的
 には北パイフェル Eifel 地方からベルク Berg
 地方にかけての繊維産業とも取引関係が結ば
 れるようになった。

またJ.W.は30代で市参事会のメンバーに属
 することとなり、訴訟行為を担当して弁護人
 的役割を演ずる Klagherr, あるいは検察官的
 役割を演ずる Fiskalrichter, 刑務所長にも比定

できるような Turmmeister, さらには記録方 Memorialmeister などを担任した。しかも彼は聖ヤコブ St. Jakob 教会の長老でもあって、社会的名声は高かったといえよう。

他方、18世紀半ばの七年戦争(1756-63年)は伝統的な宮廷金融業者 Hofbanquier に対して大打撃をあたえ、彼らは衰退していくことになる。彼らの主要業務はライン地方の貴族たちに個人信用としての手形信用をあたえることであつたが、戦争によって家産を維持で

きなくなつた貴族たちは債務超過の状態におちいり(とくに Kur-Köln と jülich-Berg), 宮廷金融業者は債権の回収に苦勞することとなつたのである。von Meinerzhagen⁽⁶⁾ はプロイセン王に仲介を依頼するなどしたが、結局大した成果もなく、七年戦争の終結が旧来の宮廷金融業者の衰退の第一歩になつた。しかも、公債取引という形態で長期に及ぶ国家資金の調達を媒介していく新しい方式に対して、ケルンの金融業者たちは消極的であり、この点

でケルンはフランクフルト/M.に対して決定的な遅れをとったのであった。そして18・19世紀交には、古い宮廷金融業者たちはケルンの金融界から完全に脱落していった。⁽⁷⁾

このように1760年代ごろから凋落する旧勢力に対して、新しい金融界を形成すべく勃興しつつあった勢力を代表していたのがJ.W.であった。運送業から金融業に進出してくる場合にも、古い宮廷金融業者たちの競争力が低下しつつあった事情がJ.W.などに有利に作用

したのは間違いない。またケルンで運送・委託取引業を営む者にとっては、貨物集散権 *Stapelrecht* をそなえたケルンが有する特権的な地位が絶大な利益をもたらすのであり、その利益が授信業務を展開させる源泉になったのである。しかもケルンでは、フランクフルト/M.などとは異なってユダヤ教徒の滞在が禁じられており、ロートシルト *Rothschild* に類するようなユダヤ系の個人金融業者は存在しなかった。⁽⁸⁾ そして1794年には、*„Wechsel-*

haus" J.W.S. がはじめてオーストリアの4%
%利付き公債を50万グルテンひきうけたので
ある。⁽⁹⁾

しかし18世紀末から19世紀初にかけては、
シャーフハウゼン家の内部にも転換・発展が
みられる。少しまた、同家の家系や事業内容
について調べていこう。

J.W.は1786年に死亡する。彼の長男のアン
ドレアス(祖父と同名)は、都市貴族の息子
として1768年にケルン大学の学生簿に登録さ

れているが、家業に早くから従事して商人と
して頭角をあらわし、家柄の効果もあつたで
あろうが1779年には市参事会員となった。し
かし82年に30歳の若さで夭逝した。そのため、
86年のJ.W.の死後、シャーフハウゼン商会は
J.W.の末代人によつてひきつがれ、この体制
で1815年まで存続する。1797年に作成された
ケルンの住民録 *Adressbuch* では、同商会は、
"Johann Wolter Schaaffhausen, Banquier,
Commissions- und Speditionshandlung" と

記載されており、ここでは職業表記の筆頭に *Banquier* という語がおかれていることに注意しなければならぬ。すでに18世紀末には、同商会の営業内容の重点が金融業に移行していったものと判断できるであろうか。

(2) アブラハムの時代 — 18世紀末 から1820年代まで

アブラハム Abraham (正式名称は *Johann*

Abraham Anton S., 以下 *Abra* とする) は、*J.W.* の第三子として1756年に生まれた。彼は家業に親しみながら成長し、性格的にも一家の伝統をうけつぐにふさわしいと自認していたようであった。*Abra* も早くケルンの商人層の指導的人物と目されるようになり、1782年には、ケルンの名士・有力者の組織で市政に絶大な影響をもっていた *Ritterzunft Eisenmarkt* に加入を認められ、さらに同年中に市参事会入りをはたしたのである。彼は参事

会内では、父 J.W. と同じように主として司法面の役職につき、裁判官である *Gewaltrichter*、それか *Fiskalrichter*, *Memorialmeister*, *Turmmeister* 等を 96 年までの間に担任している。父の死後尚もなく A.Br. は自立を志し、父の商会は母にまかせて、別に *Handlungs- und Bankhaus A. Schaaffhausen* を 91 年に新設した。⁽⁴⁰⁾ この A.Br. の新しい商会は、フランス占領時代に順調な発展をとげ、20 年余の間に母が経営していた父 J.W. の商会を凌駕するとともに、

ケルンでも一流の商会とうたわれるにいたった。しかもこの間、二つの商会はまったく独立して経営されていた。そして J.W. の商会は 1815 年に清算され、実質的には A.Br. の商会に組み込まれることになったのである。

また、後のケルン商業会議所の前身にあたる商業理事会 *Handelsvorstand* が 1796 年に設立されているが、A.Br. は初代の 35 人の理事の 1 人に選出されている。当時のケルンではカトリックの方が圧倒的に住民比の点で優勢であ

ったが、理事会の選出にあたっては「宗派を考慮せず、公正さ、見識、能力ならびに市民的誠実さをもっぱら留意」した結果、プロテスタントが過半を占めたのであった。⁽¹¹⁾

ところでこの商業理事会の設立は、1780年代後半に生じてきた、ラインの木運を支える船頭たちとケルンの商人・業者たちの間の用船条件、とりわけ積荷の運搬等にもよる荷車の使用料金の問題をめぐる交渉・対立が一つの大きな契機となって、以前からある程

度底流していた商人・業者たちの結束を必要とする声が高まり、そえした動きの折産として現象したものであった。⁽¹²⁾ この過程で、商業理事会の設立を要求する署名簿や、荷車の問題に関する請願書その他が残されているが、それらからケルンの重産った(と思われる)商人・業者たち約120人の名前と、1797年の住民録に記載されている職業および住所(ただし住民録には登場しない名もある)を知ることができる。そこには当然シャーフハウゼ

の名前が見られるが、Abr. と J. W. とが別々に書かれている。Abr. の職業名も、J. W. と同じく „Banquier, Commission and Spedition-Handlung“ とあるが、注目すべきことは、Banquier という語で職業が表示されているのは両シャ-フハウゼン商会しかないことである。といっても、もちろん金融業者が存在しなかったわけではなく、「運送・委託取引業 in Spedition, Commission」と表記されているのが、部分的にはあろうがそれに該当する。

住民録の表示は、同じ職業を表示する場合でも、人によって表現方法や綴り字などの点（ドイツ風に書くか、フランス風に書くかという点ともふくめて）で異なる記述がみられ、統一されていない。したがってこの表示は、恐らく整理せずに、当人の申告をそのままつたえているものと思われる。たとすれば、当人自身がどのような職業を経営しているかという自己認識の問題にかかってくる。つまり Abr. は、主観的であったとしても、経営の重

点を金融業におき、自ら個人金融業者に特化したと認識していたのであり、そうした状態にあつた商人は上記約120人のなかにはいなかったのである。

約120人の全体の構成を概観してみると、運送・委託取引業とあるのは、それを主体にさうにワインや香料 Specery (実際には熱帯地方の農産物をふくめて中広く食料雑貨を意味したりもする) をあつかう者も加えて、30余のほる (両シャーフハウゼン商會を除く)。

香料だけをあつかうのは、卸し売りも小売りもふくめて、やはり30余となりほぼ同数。さらに、運送業や委託取引業を兼ねずに特定の商品のみをあつかう商人が約20あり、対象品目としてはワイン、タバコ、ガラス、陶器、紙、布 (亜麻布、モスリン等)、石けん、鉄製品、レモンなどを個別に、あるいは組みあわせてあつかうと書かれている。また、イギリス製品、ニュルンベルク製品、オランダ製品等の取扱商という形式で5名しるされてい

る。そして残りが、石けん、ガラス、鏡、留
め金 *Schnalle*、リボン、鉄製品等の製造業者
fabricant (この語を一律に工場主と訳すこ
とはできない)、運送業者(運送業とともに
さらにワイン、オーデコロン、タバコ等の取
扱者もふくむ)、薬品・染料取引商、皮なめ
し業、その他となる。そして当面の関心から
は、相場取引 *Spekulationsgeschäft* という職業
表示があること、副次的な表記ではあるが、
両替業 *Wechselgeschäft* (手形取引が行なわれ

ていたかは不明)を営むものがあったことな
どに注意が向けられる。この概観からも、不
十分^{VE}ではあるが、18世紀末ケルンの営業の状
態が推測でき、そこでは製造業者の勢力は小
さく、金融業は専門化する前段階にあったが、
向もなく分化しはじめる状況であったと考
えられよう。⁽¹³⁾

初期の4社の商会の業務内容は、商取引、
運送、委託取引、そして銀行業務といったよ
うに多面的であり、いまだに専門化された個

人金融業者にまでは特化していない。
 商品取引の面でまずあげられるのが、シャ
 -フハウゼン家の伝統的取扱品目である南米
 産毛皮 (La Plata毛皮と表示された) で、大
 きな比重を占めていた。またこの取引のため
 に、スペインのカティスにある J. A. Kanetta
 とか G. Guillet & Cie. といった有力な商会と
 も緊密な関係を結んでいた。しかしケルンが
 フランスに占領されていた時代には、フラン
 スの商業政策によって、卸し売り品目の転換

がみられる。毛皮取引は大中に縮少し、農産
 物、ワイン、とりわけ木綿があつかわれるよ
 うになつた。19世紀初期の在庫品目録 *Inven-*
tar には、ケルン、ミュールハイム、アムス
 テルダムの穀物、ロツテルダムの石うす、カ
 ティスの海外産毛皮、といった記載がみられ
 る。⁽⁴⁴⁾ 木綿はライン左岸の綿工業で消費・加工
 され、フランスの保護政策や軍需の点からみ
 て、大いに期待されたのである。事実、大陸
 封鎖令によるイギリス綿製品の排除が、ライ

ン左岸地域の綿工業にかなり有利に作用し、
 活況を呈することになったのである。したが
 って、数量的には把握しえないが、A.G.が手
 をそめた木棉取引高も相当に巨額であったと
 推定できる。あるいは損益折半 *a meta* で、イ
 ンディゴ、染料用のあかね、コーヒー、そし
 て木棉などを委託取引でもあつかった。⁽¹⁵⁾ また
 ケルンは、フランスがひいた関税線の境界上
 に位置するために密輸が横行し、ケルンの一
 流の商会も大規模に密輸に関与した(とりわ

け穀物の密輸)といわれているから、A.G.も
 無縁であったとは考えられない。

1815年のウィーン会議の結果、以後ライン
 地方はプロイセン領に帰属することとなった
 が、そのころから、つまり1810年代から30年
 代にかけて、多業種商にわたって手広く営業
 していた個々の商会が次第に特定の業種に専
 内化し、分化していく傾向が生じてきた。15
 年に父J.W.の遺産を統合して一まわり大きく
 なったA.G.の商会であつたが、もっぱら経営

の重点をいわゆる正規の銀行業務にすえるよ
うになり、自らの営業としての商品取引は以
前に比していちじるしく後退している。ただ
し海外との商品の委託取引販売という形態は
増加している。とくにライン地方の鉄・鋼製
品および綿製品の、米州各地ならびに蘭領イ
ンドへの輸出が手助けされた。その際シャ
フハウゼン商會が、メキシコ(市)、アルヴ
アロード Alvarado, ウェラクルス Veracruz (以
上メキシコの都市)、ブエノスアイレス、

ニューヨーク、フィラデルフィア等の商會と
直接取引関係があつたことが非常に有利に作
用し、輸出を精力的に促進したのである。18
20年代には、ベルク・マルク地方の輸出商人
たちによつて設立された、一方では、いま
だに関係なき地に対して直接ドイツの天産物
と人工の産物を販売する術を授け、…他方では、
異国の産物を交換に祖國に給するを以て
を目的としたライン・西インド会社 Rheinisch-
Westindische Kompagnie と、一時的にではあつ

たが、シャーフハウゼン商會が密接な關係を
有することもある⁽⁶⁾。

さて、これまでも言及してきたように、
19世紀前半までの時期の金融業者は特化され
たものとしてではなく、他の、そしてしばし
ば複数の業種を兼ねたものとして存在してき
たのであり、極めて多くの要素をそなえてい
るのが通例であった。その具体例をA.G.の商
會に即してみても、ケルンに1783年に設
立された陶磁器・ファエーンツァ焼き製造所の

經營に参加しており、1805年以後、この製造
所は Boissenée - A. Schaaffhausen という名の下
に經營されている。ただしこの製造所は、18
22年に業績不振で閉鎖されている。あるいは、
1801年に Färber & Co. という名で設立された
ケルン・マインツ間の水運会社社に対して、
A.G.は同社の運送貨物を保険物件としてひき
うけている。さらにまた、18世紀半ば以来ラ
イン地方で盛行していた富くじの分野にも進
出する。既述のように、1815年に父J.W.の遺

した商會を繼承して一まわり拡大されたA.G.の商會は、同地方がプロイセン領となつて、ケルンに新たに設置されたプロイセン王国一級富くじの代理店をひきうけたのである。反面、1810年代以降は運送業が次第に後退して行く。しかしながら、この伝統的業種は縮小されつつも、48年の改組まで保持されていた。また1807年以降、不動産取引を行なうようになったことも注目にあたいする。フランス当局は1802年に、修道院・教会領、その他に

一部の公費もしくは民間の建造物ならびに地所の収用(国有化)と売却を布告したが、これによつてライン地方の金融業者は莫大な利益をうることになつたのである。1801-02年にライン地方全土で売却されることになつた教会領地の資産評価額は、1億タラー以上であつたといふ⁽¹⁷⁾。この土地投機にも、とゞき積極的にかかわつたのがシャーフハウゼンと、同じくケルンのイルシュタット Herstatt であつた。しかもシャーフハウゼン商會の場合、

「地所」の購入によって商会の繁栄のための決定的基礎が与えられた」と評価されているが、それは他の金融業者にとっても同様であらう。大体において、フランス当局の収用した地所には死手 *de Hand* 設定がなされていたから、元来売買の対象ではなく、したがって異常ともいえる低価格で売却されるし、決して抵当にははいていないのである。つまり購入に成功した地所は、巨大な含資産だったのである。そして購入した地所を分割販

売すれば、巨額の差益をうることができた。しかもウィーン会議後になると、プロイセン政府はフランス占領時代になされた私有地の没収を補償することになり、その結果ふたたび広大な地所の取引が展開されたが、その際にも非常な利益を獲得したのである。つまり補償されうる資格をもった者たちの多くが、王料地から分けあたえられた地所をすみやかに換金しようとしたからである。

しかし *Abb.* 自身は、すでに言及してきた多

くの業種を兼営しながらも、Banquier という語を職業表示の筆頭にすえたように、銀行業を本業とし、主たる活動分野として育成しようと考えていたようである。その証拠に、たとえば両替業務の取扱高が1802年には160万ライヒスターラー（約130万プロイセン・ターラー。なお、以後たんにターラーとある場合はプロイセン・ターラーの意）だったのが、25年には850万ターラーになっている。預金業務も積極的に行なわれており、1803年には自己

の資本量の2倍、05年にはそれ以上の預金額があった。⁽¹⁹⁾ ライン地方の金融業者は、かなり早くから預金業務を重視しており、やはりケルンの代表的業者であるA. オッペンハイム Abraham Oppenheim も、「自分の資本ではなく、他人の資本を用いて業務を営むことこそが、銀行家の任務でもあって、また技能なのであると、たえず強調していた」のである。⁽²⁰⁾ またすでに1810年ごろには、一工業企業に對して6万ライヒスターラーにのぼるような

当座貸越を行なっている。しかもその場合、ほとんど物権的担保を要求せず、個人的信頼にもとづく対人信用として貸しあたえられているのである。ただし個々のケースでは、保証人および副保証人の地位、建造物や土地所有者もしくは商品の抵当権設定の審査を通じて、むしろ個人的・物権的信用担保がチェックされている。つぎの表1.によつて、シャープハウゼン商会の19世紀前半の取引数の推移を追うことができるが、金融業者としての成長を

表1 取引数の推移

	債務(借入)者	債権(預金)者
1803	104	98
18	360	362
26	454	352
36	728	724
46	1,055	1,553

Ernst Koenigs, Erinnerungsschrift zum 50-jährigen Bestehen des A. Schaaffhausen'schen Bankvereins, Köln 1898. S. 6, 8.

如実に表現している。また表2.は、19世紀初期の主要な取引先の企業である。17-1822

表2. 19世紀初期の主要取引先

- ・ J. Wichelhaus P. Sohn in Elberfeld
- ・ Gebr. Bethmann in Frankfurt / M.
- ・ B. Metzler sel. Sohn & Consorten in Frankfurt / M.
- ・ Gebr. Niedieck, おくは Münster 後に Lobberich
- ・ Gebr. Stamm, 当時 Asbacherhütte 後に Neunkirchen
- ・ Christoph Andrae in Mülheim a. Rhein
- ・ J. G. Brügelmann, Cromford bei Düsseldorf
- ・ J. P. & D. Goebel in Voerde
- ・ Wernh. Dilthey & Co. in Rheydt
- ・ G. & C. Kreglinger in Antwerpen

表2. のつぎ

- ・ Hönninghaus & de Greiff in Crefeld
- ・ Joh. Heins. Stein in Köln
- ・ vom Rath & Brecht, 当時 Duisburg 後に Köln

E. Koenigs, a. a. O., S. 6-7.

やメッツラーはドイツ全土でも有数の個人金融業者であり、フリュ-ゲルマンは「ドイツにおける機械綿紡績の嚆矢」であって、渡辺尚氏によってドイツ産業革命の先駆的推進者と評価されている経営であった。(21) この他に、

ライン地方の貴族たちとの取引も知られてい
る。

しかし年形割引業務は、19世紀前半にあつ
てはほとんど発展しなかつた。それというの
も、1819年にケルンに設立された王立プロイ
セン振替・貸付銀行 *Königliche Preussische Giro-
und Lehn-Bank* の支店が、不十分な資金と
小心的な営業政策とによつて、再割引を拒否し
たからであつた。この一例にもみられるよう
に、王立銀行並びにその背後のユニカー支配

下のプロイセン絶対主義的官僚層は、エルベ
以東の農業インタレストを圧迫することにな
るといふ理由で、概してライン地方を冷遇
しており、同地方の金融的發展に対する阻害
要因の一つになつていた、といつても過言で
はない。

ところで、この時期の特殊な通貨事情につ
いて、ここで言及しておかねばならない。ト
イツは、古くから多くの貨幣鑄造権者のいる
領邦國家の集合体であつたから、地域ごとに

性格は異なるものの、極めて複雑・多様な通貨の流通状況が示されていた(最終的には、第二帝制下のマルク金本位制が導入されるまで)。1816年のライン地方では、ドイツ以外の国々および諸ドイツ領邦国家の、少なくとも70種の貨幣が流通していたが、プロイセンの貨幣の比重は小さかったといわれている⁽²²⁾。シャーフハウゼン商会の19世紀初頭の帳簿にも、グラバント・クロネ・ターラーやバルリン(プロイセン)・ターラーをばし

めとして、あちゅうる種類のフランス、オランダ、バルギー、プロイセンさらには諸ドイツ領邦で鑄造した金銀貨が記載されており、しかもこれらの為替相場が決算ごと異なる、といったというから、今日ではおよそ考えられない状態である。したがって、両替・出納業務はかなり面倒なものだったと思われる。シャーフハウゼン商会は、1812年までライヒスタラー-Reichsthalerと補助単位シュテューバー-Stüwer (Stüber) で記帳していたが、その

年から21年まではフランで記帳し、21年以後はプロイセン・ターラーにきりかえた。その際注目すべきことは、このターラーの補助単位としてフフエニヒヤグロツシエン、あるいはクロイツパーなどではなしに、セント Cent (= $\frac{1}{100}$ ターラー) を用いたことである。この合理的計算方法は、当時のライン地方の銀行業務における慣習ともなっていた。⁽²³⁾

19世紀の第1四半期において、エヤーフハウゼン商会は急速な成長をとげている。同商

会の資産をみると、1800年には約8万ターラーであったものが、10年には約14万ターラー、24/25年には約55万ターラー、そして30年には約60万ターラーと急増を示している(30年間で⁽²⁴⁾2.5倍)。18年のプロイセン関税法も、運送業務にとっては有利に作用したはずである。この関税法は、プロイセン領域内の関税障壁を廃し、国境線を関税線とする域内共通関税制で、34年以降のドイツ関税同盟Zollvereinの布石となるものであった。あるいは、同商会

の年形の取引先もかなり広い範囲に及ぶようになつたが、そのうちで決定的に重要なのは近隣の繊維工業であつた。具体的には表3.の
 ような名前が判明する。ここにでてくる地名

表3. 繊維工業の取引先

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Friedr. Koch, Foveaux & Co. in Neup ・ J. W. Preyer & Co. in Rheydt ・ W. Preyer Sohn in Viersen ・ Schlickum & Boelling in Mönchen-Gladbach ・ W. Schöller in Düren ・ Heinrich Peipers & Co. in Aachen ・ Böcking & Co. ・ Bernhard Scheibler ・ Frowein, Berg & Co. in Bonn | <ul style="list-style-type: none"> } in Montjoie |
|--|---|

表3. のつづき

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Achenbach & Brüningshausen ・ W. Siebel & Co. | <ul style="list-style-type: none"> } in Elberfeld |
|---|--|

Alfred Krüger, Das Kölner Bankiergewerbe vom Ende des 18. Jahrhunderts bis 1875, Essen 1925. S. 53.

はすべてライン州内で、ケルン周辺部に属する。繊維工業は、また帳簿信用業務の主たる享受者として登場するのである。ついで、ライン地方の皮革業および毛皮取引業 — 代表的企業としては、Stein & Wierotte in Wesseling, Richartz & Co. と W. Rautenstrauch (ともにケル

ン), G. Mallinkrodt in Krombach, 皮なめし業の St. Thomas bei Andernach —, さらにライン地方の製糖業 — 有名なものでは vom Rath, Carstanjen, Bredt, Langen —, そしてデュレン Duren 周辺およびベルク地方の製紙業, あるいは油の卸し売り業などが, 繊維工業と同様の立場を享受することになった。⁽²⁵⁾

1820年代以降になると, シヤーフハウゼン商会の金融業務にとっての対象業種は明らかに鉄工業へ移行していく。繊維工業との関係

も存続しているが, 一部はケルンの他の個人金融業者に肩代りされている。こうした転換とその後の発展の結果, 同商会は40年代に, 西部ドイツの重工業にとってもっとも重要な信用機関となったのである。ライン左岸の鉄工業とは19世紀初頭から関係を保っていたが, 20年代ぐらいから重要性を増してくる。鉄工業の具体的な企業名は後述するが, この他にシュトルベルク Stolberg の銅・真ちゅう工業, イザーローン Iserlohn 地方の真ちゅう工業,

そしてルールの石炭業とも金融面での関係を
20年代に結ぶようになった。

証券業務もすでに1803年には開始されてい
たが、当初は時折の国債取引に限定されてい
た。しかし次第に発起業務へと拡張していく。

1818年のライン航行保険会社 *Rheinschiffahrts-
Assekuranz-Gesellschaft*, および25年のプロ
イセン・ライン蒸気船会社 *Preussisch-Rhein-
ischen Dampfschiffahrts-Gesellschaft* の設立に
際しては、シャーフハウゼン商会は巨額な株

式をひきうけたという。当時は、こうしたか
たちでの株式保有が経営への確実な関与であ
ると考えられていたが、それはまた近代的な
長期信用の萌芽でもあった。

さて、シャーフハウゼン商会の基礎をきず
いたAbr. は、1824年に67歳で死去した。Abr.
への追悼の辞には、つぎのような一節がみら
れる。『かつて(ケルンが—長沼)帝国直
轄自由都市であった時にすでに、彼は参事会
員のなかでもとくに卓越した地位を占めてい

た。あらゆる状況において、しかも最後まで、識見と誠実と決断が彼の性格を特徴づけていた。学問や芸術への積極的な理解、さらには国家の繁栄やケルン市民 *Mitbürger* の運命に対する心底からの関心も、広範な職務中々に低下させられるものではないということも、彼は多忙な生活のなかで立証したのである。彼は、いつの世にもよく現われるような人間ではない。ケルンはそのような人間を輩ったのである。⁽²⁶⁾ 19世紀になってからのAhr.の社会

的・公的活動の面では、1801-24年の商事裁判所 *Handelsgericht* 長、11-24年の参事会員在任が記録されている。またケルンがプロイセン領に属してからは、プロイセン王国商業顧問官 *Kommerzienrat* の称号を受け、22年には第三級赤色鷲章も受けている。なお1800年にAhr.は、ナポレオンがケルン市長 *Maire* (*Bürgermeister*) に任命されるが、これは政争により結局実現しなかった。

(3) 1830年代以降の

シャーフハウゼン商会

Abt. 亡きあとのシャーフハウゼン商会は、二人の娘女にによって支えられていく。Abt. は二度結婚しており、最初の妻との向の一人娘の夫メルテンス Louis Mertens が1820年にシャーフハウゼン商会の従業員となり、24年のAbt.の死後はメルテンスが支配人になった。この直後に、イギリスで勃発した25年恐慌がドイツ経済にも影響を及ぼした。それは、25

126年のフランクフルトを中心とする取引新恐慌となって現われた。シャーフハウゼン商会にとってもかなりの影響があったと思われるが、記録面では具体的な内容は分らず、メルテンスは、28年ぐらいいまでつづくこの危機を、商会の経営を縮小させることなくのりきった、とされている。事実商会の資産は、上述のように、24/25年の約55万ターラーから30年の約60万ターラーと増加している。しかしメルテンスは、30年に40代の若さで引退し

てしまう。そして30年からは、Akr. の二度目の妻との肉の末女の夫であるダイヒマン Wilhelm Ludwig Deichmann (1798-1876) が、商会支配人をひきつぐことになった。ちなみにダイヒマンはルター派であった。

1830年代以降になると、ケルンの個人金融業者をとりまく環境は大きく変化してくる。

まず31年にライン河航行条例 Rheinschiffahrtsakte が制定され、ケルンの貨物集散権は剥奪され、内陸部から北海河口までの自由な航行、

つまりライン河航行の自由化が実現されたのである。これは、ドイツ西部の交通体系にとって、新秩序が構築される第一歩になった。

しかしまた、商業都市ケルンは大打撃をこうむることとなった。とくに運送業者たちへの影響は大きく、業種転換を試みる者も現われ

てきた。その一例はブレット Bredt 家に求められる。ブレット家は、運送業を主体としていた商会 Handels- und Speditionshaus „ vom Rath & Bredt “ の所有者であったが、30年に

ケルン市内に製糖工場を設置した。翌31年のライン河航行条例がすでに予告されていたので、経営の重点を運送業から製糖業に移行させたのである。

しかし貨物集散権を失いはするものの、長期的な観点に立てば、ライン河航行条例はケルンにとって必ずしも不利益となるものではない。河口からケルンまでの関税障壁が撤廃されれば、ケルンでの荷揚げ値段が低下するはずである。したがって、条例を支持する

つぎのような時論も表明されていた。「自由な通航があつてこそ、西部ドイツはふたたび商業を直接独占することができ。ケルンが自分の商品をふたたびアメリカからじかに取り寄せた時にこそ、ようやく平衡が保たれるようになる。(そうなれば)南ドイツにとっての第二のアムステルダムがケルンに成立するだろうし、ライン河が無為に横たわっているのに、左岸(地帯)ではフランスから、右岸(地帯)ではハンザ都市から供給をうけるよ

うな不自然な状態も終ろうというものである。⁽²⁷⁾

事実、ケルン商業会議所はライン河航行の自由化を主張していたのである。

ライン河航行条例はとくにケルンにとっての問題であったが、1830年代以降は、全ドイツ的・全ヨーロッパ的規模での経済的变化・発展が、個人金融業者の転換を促進することになる。つまり、①工業信用の需要の増大と、②遠隔地貿易および船舶運輸業の性格の変化、という二つの要素が、「フルタイム」の金融

業者への移行を促進する。⁽²⁸⁾

1830年代後半から40年代にかけての鉄道建設は、一方では、とくに40年代に「狂気」となりあわせ、⁽²⁹⁾とまでいわれた証券市場における鉄道ブームをまきおこし、⁽³⁰⁾他方では、鉄道建設そのものが他の鉱山業・鉄工業・機械工業・建設業などの発展を促進し、それらの重工業からまた金融需要がもたらされてくる。

その場合、株式会社としての鉄道もしくは重工業部内の会社創設のために行なわれる株式

引受、経営参加を伴ったかたちでの長期的投資、経営資金のための一時的貸付などがあり、要するに長期信用も短期信用もともに要求された。

また、運輸企業自体の成長という問題も重要である。運送業を主体にして極めて副次的に他業種を兼営していた商人で、早くから運送業者に特化し、設備投資を行なっていた場合や、初発から運送部内で発足した場合をふくめて、専内的な運輸企業が蒸気力を利用し

て急速に成長してくるのも30年代後半以降である。たとえば表4にみるように、プロイセン

表4. プロイセンにおける蒸気機関の普及

	台 数			馬 力 数		
	1837年	'49	指数 '37=100	'37	'49	指数 '37=100
鉱山	120	332	277	3,344	13,695	410
機械金属	62	283	457	1,281	6,652	419
繊維	136	274	202	1,683	3,691	219
製粉	31	187	603	415	2,046	493
その他	70	369	527	632	3,399	538
(1) 小計	419	1,445	345	7,355	29,483	401
汽船	4	90	2,250	158	9,319	5,898
鉄道	—	429	—	—	28,347	—
(2) 小計	4	519	12,975	158	37,666	23,839
(1)+(2) 計	423	1,964	464	7,513	67,149	894

J. Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 1, S. 158, Bd. 2, S. 17; A. Sartorius v. Waltershausen, Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815-1914, Bonn, 1920, S. 85-89 作成。

ンにおける船舶運輸業での蒸気機関の普及、
 そして鉄道業の展開（プロイセン最初の鉄道
 は1838年のバルリン・ポツダム間、ドイツ最
 初は35年のニュルンベルク・フェルト Fürth
 間）は、30年代後半から40年代にかけてであ
 る。専門化された運輸企業は、個人金融業者
 が兼営してきた運送業、委託取引業の収益性
 を低下させる。したがって従来の未分化な個
 人金融業者は、工業信用への需要が高い収益
 をもたすであろうという期待感もあいま、

表5. ライン州における非法人組織銀行と
銀行類似機関

郡 Landkreis	1820-22	33	43	46	49	52	55	61
アヘン	8	11	-	13	14	13	14	11
ケルン	19	13	-	22	25	29	28	47
デュッセルドルフ	14	19	-	42	41	45	37	54
コブレンツ	5	4	-	13	14	16	17	17
トリプ	4	5	-	8	8	7	6	12
計	50	52	93	98	102	110	102	141
1行あたりの人口 (1万人)	4.0	4.4	2.9	2.9	2.8	2.7	3.0	2.3

Richard Tilly, *Financial Institutions and Industrialization in the Rhineland 1815-1870*, Madison / Milwaukee / London 1966. p. 47.

て、運送・委託取引業から撤退し、「フルタ
 イム」の金融業者に転換・発展していくので

あ、た。表5.から、30年代から40年代にかけての金融業者の増加が顕著にみとれる。

ただし注意しなければならないのは、こうした発展図式に該当するのはケルンを中心とするのはケルンを中心とするライン地方の個人金融業者であって、エルベ以東のそれではないことである。

以上に述べてきたような事情で、特化されてきた個人金融業者は、個々に産業界と密接な関連をもつようになってきたが、従来から

の取引先の肉題もあって、そこには必ずから関連部内の差異が生じてくる。ライン地方の代表的な金融業者とその主たる関連部内を典型的に調べてみると、メルシュタット J. D. Herstatt は中小規模の西部ドイツ繊維産業を対象とし、そのことがまたメルシュタットに典型的な交互計算業務を特徴づける要因となっていた。シュタイン J. H. Stein はプーヘンならびにベルク地区の鉄鋼・金属工業を対象とし、オッペンハイム Sal. Oppenheim jun. &

Co. は運輸企業および重金屬工業に関係して
 いた。カンフハウゼン A. & L. Camphausen (「
 三月内閣」の首相 Ludolf C. の商会) はとくに
 卸し売り業者たちに信用を授与していたし、
 メルケンス Seydlitz & Merckens の場合は重金
 屬・化学工業が特徴であった。そして、シャ
 ーフハウゼンはライン・ヴェストファーレン
 の石炭・鉄工業に重点をおいていたのである。⁽³¹⁾
 1830年代以降シャーフハウゼン商会は、交
 互計算業務を通じて、工業部内との関係を強

化していく。そこで、具体的に金融関係をも
 り結んだ企業を、まず鉄工業からみていく。
 ライン左岸の鉄工業とシャーフハウゼン商会
 との関係は19世紀初頭以来のものであるが、
 1830年代以降(とくにダイヒマンの時代)一
 層深まりをみせ、さらに時期的には左岸より
 も少し遅れて、右岸ラーンLahn川とリッペ
 Lippe川の向)との関係も形成されてきた。
 つぎの表6.にみえる、左岸のHoeschは1825年
 にLendersdorfにパッドル炉と棒鋼の圧延工

表 6. 関係した鉄工業企業

ライン左岸

- ・Stumm im Saargebiet
 - ・Peuchen u. Hoesch in der Nordpfalz
 - ・Poensgen zu Schleiden und Hellenthal
 - ・Piedboeuf & Co. in Aachen
 - ・Englerth & Cünzer
 - ・T. Michiels & Cie.
 - ・John Cockerill, Seraign (ヘルギー)
- } in Eschweiler
} この二企業とは19世紀初頭より。

ライン右岸

- ・Gutenhoffnungshütte bei Starkrade
(Hütten-gewerkschaft und Handlung Jacobi, Haniel und Huyssen)
- ・Prinz Rudolf-Hütte bei Dülmen

表 6. のつづき

- ・Hermannshütte bei Hoerde
- ・Lohmann & Brand in Witten
- ・Stachelbaue Hütte bei Olpe
- ・Dürscheide Hütte
- ・Dahlbruche Eisengießerei
- ・Dreslersche Werke bei Geisweid und Hamm a. d. Sieg
- ・Friedrich-Wilhelm-Hütte bei Troisdorf
- ・Scheldes Eisenwerk im Siegerland
- ・Adolphshütte bei Dillenburg
- ・Rasselsteines Werk der Firma H. W. Remy & Cons. bei Neuwied
- ・R. W. Dinnendahl A. G. Kunstwerkerhütte

表6. のつづき

<ul style="list-style-type: none"> · Hermann Diederich Piepenstock in Iserlohn · Eisengießerei, Dampfkessel- und Maschinenfabrik von Hagen · Böhmens & Co. in Köln-Bayenthal · Maschinen- und Eisenbahnwagenfabrik von der Zypen & Charlier auf der Deutzer Aue 	} ケルン地区
---	---------

Westdeutsche Ahnentafeln, hrsg. v. Hans Carl Scheibler u. Karl Wülfrath, Bd. 1, Weimar 1939. S. 62 ; Krüger, a. a. O., S. 54

場を設立し、さらに Düren に設立した工場からは38年以後ライン鉄道のためにレールが供

給されている。また Stamm は1831年にパットル法の製鋼・圧延工場を設立している。

右岸の Gutenhoffnungshütte は、19世紀半ばのドイツでも指折りの鉄工企業であった。1810年に設立されて以来順調に経営をすすめてきたが、薄板圧延工場や造船所の建設、機械工場の拡張、パットル法の採用(35年)などのために、30年代半ばから大規模な設備投資の必要が生じてきた。そこでエルバーフェルトのハイト・ケルステン Heydt-Kersten と之

ャ-フハウゼンの二商会から貸付を受け、借
 入金か39年には93,000ターラーにものぼった
 というが、49年にはすでに完済していた。そ
 れからH.W. Remyは、ニュルンベルク・フュ
 ルト間のドイツ最初の鉄道のレールを供給し
 たことで知られている。

ついで機械工業部内とシャ-フハウゼン商
 会の関係では、Franz Dinnendahlを貸付先と
 して挙例できる。しかしGutenhoffnungshütte
 や、ケルン地区のvon HagenあるいはZypen &

Charlierなどの名称からも分るように、鉄工
 業企業と機械工業ないし金属加工業の兼営(混
 合企業)はかなり一般的であったから、こ
 こでは特定できないが、表6中の鉄工業企業
 のいくつかもまたこのグループにふくめられ
 よう。

表7は30年代以降に関係を結んだ企業名で
 あって、すでに表3に示したおくからの企業
 とも、全部ではないにしても、関係を持續さ
 せていたものと考えられる。ライン地方の織

表 7 関係した繊維工業企業

- ・ H. Hueck in Hardecke (ル-ル)
- ・ Gesellschaft für Türkischrotgarn-Färberei und -Druckerei in Hagen (ウエストファーレン)
- ・ Merissen in Dülken
- ・ Fr. Diargardt in Viarsen

Westdeutsche Ahnentafeln, S. 61.

繊維関係の企業者、イギリス製品との競争が激化するにつれて、30年代末から当座勘定を通じての経営資金の貸付要求の声を高めていったのである。そうした信用需要に応ずるだけ

でなく、ダイヒマンはさらに亜麻紡績工業の育成を計画し、42年に、当時の繊維業界の有力者であったティ-アガルト、メウ-イツセン(ともに表7.にみえる)、テ-ウ-イツセンC. Thywissen in Aachen 等とともにプロイセン・ニ-ター-ライン機械亜麻紡績 Preupisch-Niederrheinische Maschinen-Flachspinnerei を設立したが、結局この企業は成功せずに破産した。この他にシ-ャ-フハウゼン商会が関係した部内には製糖業があり、ケルンの主要

な企業が対象にな、ていたようである。

表 8. 関係した石炭業企業

ライン左岸

- ・ Eschweiler Bergwerksverein
- ・ Pannesheider Bergwerksverein im Wurm-Inde-Revier
usw.

ライン右岸 (ルール)

- ・ Helene u. Amalie bei Altenessen
- ・ Johannes Erbstollen
- ・ Neu-Köln / Anna
- ・ Stinner-族 (採掘・販売)

Westdeutsche Ahnentafeln, S. 63; Krüger, a. a. O., S. 54-55.

そして最後に、シャーフハウゼン商會が金融業者として支援した、もう一つの有力部門である石炭業にふれておく。交互計算を通じての石炭業との関係は、とくに40年代に深まっており、そのうちの主要企業名もしくは炭坑名を示したのが表8である。シャーフハウゼン商會は、1839年以後にヴェストファーレン鉄区のHelene u. Amalieをはじめとする8炭坑、およそ2斗ようばん坑の持分を獲得し、経営に加わっている。これは、史料的には定

かつてはないが、一種の発起業務を行なったものと思われる。また、ルール地区で最初の株式会社は、シャーフハウゼン商會を中心に設立される。同商會をはじめとして、メヴィッセン、カンフハウゼン、ヨスト Carl Joest & Söhne、ランゲン J. J. Langen & Söhne、マリックロット Gustav Mallinckrodt (すべてケルンの企業家) 等が、1845年にエッセン北郊の鉱区を買いあつめ、Neu-Köln と Anna に統合して採掘申請を出し、47年には資本金600万マ

ルクのケルン鉱山連合 Kölner Bergwerks-Verein の設立準備會議が結成された。その後、対プロイセン政府交渉の曲折を経て、49年に設立されたのである。なお、40年代はじめに行なわれた、シュトルベルク冶金会社 Metallurgische Gesellschaft zu Stolberg およびベルギーの二社への株式会社金融も見のがせない。

以上に述べてきた他にも重工業部内との関係を示す事例はあるが、それとは別に、シャーフハウゼン商會が40年代になつてふたたび

商業業務を復活させていることに注目せざるをえない。20年代から30年代にかけて、委託取引はなお存続してきたが、商品の直接取引は大中に縮小されていたのである。復活のための大きな要因となったのは、ダイヒマンの弟 Adolf D. がアムステルダムに Handels- und Bankhaus Deichmann & Co. を42年に設立し、その結果、アムステルダムとの関係が強化されたことである。それに加えて、バタヴィア（現在のジャカルタ）の輸出取次・金融業者

G. Willet & Co. は有限責任社員としてシャーフハウゼン商會は参加し、支店関係を結んだり、⁽³²⁾あるいは前にも述べた中北米各地の商會や、Plock & Logan in London, Thomas Birtles in Liverpool, Niederländische Handelsgesellschaft in Rotterdam などの貿易商との関係も整備していることを無視できない。ロシア産の毛皮を北米に輸出する一方で、また時折粗糖を輸入していたが、当時の西部ドイツの鉄工業の需要が非常に高かったスコットラン

に鉄鉄を連年巨額に輸入し、その売上げは年
 平均で70-90万ターラーに達した。1843年には
Carl Joest in Köln, Gebr. W. u. H. Hoeach in
Düren, R. Poensgen in Schleiden とともに、
 スコットランド鉄鉄の購入・販売協約を結ん
 だのであった。商業業務の面では、この他に
 ふたたび土地投機を活発化させていることも
 特徴的であって、資産の流動性を低下させる
 ことになったために、48年の危機を迎える原
 因の一つにもなったのである。

以上、個人金融業者時代のシャーフハウゼ
 ン商會を検討してきたが、まず、19世紀前半
 における金融業者としての特化と顕著な発展
 を確認することができ。その場合、立地条
 件としてのライン地方という肉題も考慮して
 おく必要がある。資源の面での恵まれた状
 況、地理的條件の肉題 — たとえばケルンは、
 中部・南部ドイツにとって、世界商業の中心
 地であつたアムステルダム（およびそれ以前
 の段階のアントワープもふくめて）に対する

窓口ともいうべき存在であった。——、ライン河を基軸とする水運の体系、等々がさしあたって考えられるが、19世紀前半の経済発展にとってフランス商法典が果たした役割も忘れられてはならない。1807年に制定された同法典は、商法における他の企業形態とならんで、株式会社形態を法的に承認した最初の法律であり、株式制度史ではここからいわゆる免許主義 Konzessionsystem の転換がはじまる⁽³³⁾。この法典が、プロイセンに併合された後のラ

イン地方に対しても通用されており、したがって株式会社制度がとみると、東部諸州が特許主義の段階にあるときただライン地方のみが免許主義を開放させていたのである(1843年の株式法まで)。株式会社制度の普及にみられる、ライン地方の地域的優位性は、こうした法的条件によっても支えられていたのである。この関係は、つぎの表9によってまたしかめられるであろう。1843年以前の、ライン地方を除くプロイセンでは、株式会社の認

表9. 1850年以前のプロイセンの株式会社
およびその認可法規

認可法規	設立件数	(%)
フランス商法典	40	(30.8)
一般プロイセン・ラント法	34	(26.2)
43年株式法	56	(43.1)
計	130	(100.0)

K. Bösselmann, Die Entwicklung des deutschen Aktienwesens im 19. Jahrhundert, Berlin 1939. S. 63. Anm. より作成.

可に対して一般プロイセン・ラント法 Allgemeines Preussisches Landrecht の商業会社に関する条項が援用されていたのである。ライン地

一方における株式会社制度の早期的展開は、また同地の金融関係の発展を促進させたのである。そのこととの関連においてこそ、ライン地方の個人金融業者の業務内容の在り方も把握できるのである。

シャーフハウゼン商会を通じてみた個人金融業者の業務は、大別して、①商業業務、②両替業務、③預金業務、④証券業務、⑤貸付業務に分類できよう。⁽³⁴⁾ しかもそこにおいて、すでに19世紀前半の段階で、「特殊ドイツ的

銀行型」の特質⁽³⁵⁾とされた、発起業務と正規の銀行業務との結合が明らかに看取されるのである。

あるいはまた、全般的な傾向として、30年代後半以降、つまりドイツ関税同盟の成立(1834年)、鉄道建設の進行、蒸気機関の普及・機械化の進展といった新しい段階への移行を契機に、金融業務が商業業務・両替業務から交互計算業務による重工業部門への融資・発起業務へと、その重点を移行させているこ

とかがうかがえる。とくにシャーフハウゼン商会の場合、貸付対象が1830年代までは繊維工業を中心として、皮革・製糖・製紙業などの第II部門に重点がおかれていたのに、以後は圧倒的に鉄工業・石炭業の第I部門に集中しているのである。

である。不安に駆られた預金者たちは、預金の引きあげ、口座の解約を申し出て、例のごとく取付けさわぎがはじまっていた。しかし、この時点でのシャーフハウゼン商会の経営状態は、全体としてみると、決して悪いものではなかった。支払停止は、自由に使用できる資金が一時的に枯渇したことによって生じた、いってみれば偶発的な事件であった。もちろんこの原因としては、同商会が土地投機にはしり、資産内容の流動性を低下させていたこ

とをまず指摘しなければならないが、事態を悪化させた責任はまたプロイセン銀行Preussische Bank (1846年の銀行条例によって、王立振替・貸付銀行は名称をプロイセン銀行とあらためられ、資本金ならびに発券限度額も拡大された)ケルン支店にも求められる。

そこで、はじめに表10.によって、シャーフハウゼン商会の決算内容を見ておくことにする。この決算は1848年初頭に発表されたもので、47年末の時点での状態を示していると考え

表10. シャ-フハウゼン商会の決算(1848年初)

総取引額	: 5,000万ターラー
手形保有額	: 約30万ターラー
証券保有額	: 約76万ターラー
当座貸越	: 470万ターラー
私的な工業企業への参加	: 36万ターラー以上
不動産	{ 自己名義: 約70万ターラー J.P. Weyerとの共同: 90万ターラー以上
自己資本	: 150万ターラー (総資産の18.8%)

Westdeutsche Ahnentafeln, S. 65-66;

Kröger, a.a.O., S. 55-56

えられる。交互計算業務を通じての融資はほとんどが長期の工業投資であり、しかも大半

が無担保であった。不動産は自己名義のものとなり、建築師 J. P. Weyer によって結成された土地投機のための借款団 *Konsortium* に対する出資が、48年初の時点で90万ターラー以上にものぼっている。ただし現金残高や預金勘定などは不明であって、記録の面では、取付けさわぎに対してどこまで応じられる能力があったか判断できない。しかし、時まさに47年恐慌の影響が激しくライン地方を襲撃しており、シャ-フハウゼン商会の取引範囲

でも46年から48年3月までの間に40件以上の
 倒産があった状況下では、⁽³⁶⁾債権の回収は困難
 であったろうし、有価証券類の実質的価値、
 あるいは流動性も低下していたに相違ない。

その一方で土地投機を行ない、不動産市場も
 もろろん不活発であったから、一部の資本は
 固定化されることになったのである(長期工
 業投資の他に)。

このような状態は恐らく他の金融業者にと
 っても大同小異であった^{はず}と思われるが、そ

れに対するプロイセン銀行ケルン支店の政策
 は極めて消極的ないしは敵対的なものでしか
 なかった。1848年初頭には、同支店は動産担
 保貸付にしても年形割引にしても十分な余裕
 があり、金融関係が危機的な段階にはいって
 からも、短期間、ほとんど無制限に貸付や割
 引に怠っていた。しかし向もなく、自行の損
 害を懸念してか、3月27日に多数の金融業者
 の意向を無視して割引率を5%に引きあげた。
 それどころか同支店は、「すべての要求をみ

たすことはできないと考え、顧客の1日あたりの割引限度額を2,000ターラーに設定する⁽³⁷⁾という措置をとったのであった。その結果、日ごとの預金対策をおこなっていたシャーフハウゼン商会は、ついに3月29日に支払停止に陥ったのである。ただしケルン支店のこうした政策決定は、ベルリン本店の指示によるものであった。ケルン支店には、独自の判断でライン地方の事態に柔軟に対処しうるだけの裁量権が、まったくといってよいほどあ

えられていたが、た。その点は、つぎの二例に明示されている。①48年4月6日に、ヘルシュタット商会が全有価証券を担保に6万ターラーの貸付を要請したが、ケルン支店は、そうした要請はベルリン本店での協議を経なければ応じられないと通告した。②オッペンハイム商会も同様の要請を行なったが、やはり却下された。その際、ケルン支店長のプリム Priem は、同支店には十分な資金準備——正貨準備と90万ターラー相当の銀行券——

があるが、その用途はベルリン本店からきび
 しく指示されている、と語⁽³⁸⁾った。したがって、
 ライン地方の金融業者に対して消極的ないし
 敵対的であったのは、ケルン支店というより
 はむしろプロイセン銀行当局、さらにその背
 後のプロイセン政府であったといえよう。一
^般体にプロイセン銀行は、支店数の点でもまた
 発券高の点でも、東部諸州に比して、西部の
 ライン・ヴェストファーレン二州を極度に冷
 遇していたのであった。

さて、ライン重工業の中心銀行であったシ
 ャーフハウゼン商会は、取引先として約170
 の工場をかかえており、そこには4万人の勞
 働者が働いていたので⁽³⁹⁾、同商会の倒産はライ
 ン全土に甚大な被害をもたらしものと予測さ
 れた。そこで、同商会の債権者団が、倒産を
 回避させ商会を救済する手段として、株式銀
 行への改組をはかったのであった。その際主
 軸となって活動したのが、同商会の以前から
 の取引相手で、ダイヒマンとも近しく、1847

年以來ベルリンの連合議会議員をつとめていたメグ、ツセン Gustav Mevissen であった。

他方、株式銀行の設立を審査する側の当時のプロイセン内閣は、ドイツ各地での革命運動の高揚のなかで、48年3月29日に成立したいわゆる「三月内閣」である。この内閣は、いわば大ブルジョワジーと「自由主義」的エンスカーとの連合の具体的な現われとして誕生した。その首班は、これまたシャーフハウゼン商会の取引相手^手であり、ケルン商業会議所会

頭をつとめていたカンフハウゼン Ludolf Camphausen であった。そして蔵相の任にあたったのが、ライン「自由主義」ブルジョワジーのもっとも指導的な代表者である、アーヘン商業会議所会頭のハンゼマン David Hansemann (ディスクント・ゲゼルシャフトの設立者) である。ハンゼマンの蔵相就任(48年3月29日 - 同年9月8日)は、従来、蔵相・プロイセン銀行総裁・^{ゼー}王立海外貿易会社総裁・中央國債管理局長を永年にわたって兼任し、プロ

イセンの金融政策を支配しつづけてきたローター-Christian von Roederの路線の変更を意味していた。蔵相就任後尚もなく、ハンゼマンはプロイセン銀行総裁にもなり(51年まで)、その結果、王立銀行以来のプロイセンの銀行政策のなかではじめてライン地方が優遇されるようになったのである。⁽⁴⁰⁾ また「三月内閣」の内相は、「ブルジョワ化した貴族」⁽⁴¹⁾の一人であるアウエルスヴァルト Alfred von Auerswaldであった。以上のメンバーを中心とす

る「三月内閣」は、革命の動向を危懼し、危機の克服(=「ブルジョワ的秩序の回復」)をはかるための経済政策を構想したのである。とにかくこの3月29日という時点は、一方では同月18日のベルリン蜂起、他方では同日のシャーフハウゼン商会の支払停止という、「プロイセン国家組織の構造をゆるがす」ような政治的・経済的危機の頂点にあっていたのである。東プロイセンやオーバーシュレージエンでは、47年以來の飢饉にみまわれていたし、ベルリ

ンのボルジと Barzig 機械工場では400人の労働者が3月にはいって解雇されていた。⁽⁴²⁾

蔵相としてのハンゼマンがとった最初の措置は、手形割引・貸付金庫 Diskonto- und Beliehungs-kasse を設立するために、プロンセンの国庫から100万ターラーをひきだしたことである。ついでハンゼマンは、メグニッセンと協力しながら、シャーフハウゼン商会の改組を実現させていく。48年3月の時点での二人の課題認識は、まずなによりも「ブルジョワ的

秩序」を再建することにあつた。すでに彼らは、労働者層を中心とする運動のなかに、「危険な兆候」をするとく感じとっていた。メグニッセンは、3月3日のケルンでの労働者による大規模なデモを見たあと、9日付の家族にあてた手紙のなかで、つぎのような警告を發していた。「ここでは、共産主義運動の諸兆候が非常に切迫して、しかもあからさまになってきた。…もしも改革の途が早急にとられぬとしたら、この運動はただちに危険

なものとなりうる。⁽⁴³⁾ こうした危機認識の上
 に立って、「ブルジョワ的秩序」の再建を構
 想していたメヴィッセンとインゼマンにとっ
 ては、まず問題になるのが信用政策ならびに
 銀行政策であった。それは、4月2日にメウ
 ィッセンがベルリンから家族にあてたつぎの
 手紙からも明らかである。「金融諸問題が政
 治を背後におしこんでいる。もし信用が回復
 されなかったとしたら、現存の秩序は絶望的
 なまでに失われてしまうことだろう。」⁽⁴⁴⁾

この問題を解決する具体的な方策として、
 一時的な貸付金庫 Darlehenskasse ではなく、
 最終的には手形割引金庫 Diskontokasse を株
 式会社形態で設けることが計画されていた。
 この計画の立案には、エルバーフェルトやク
 レーフェルト、あるいはケルン、アーヘンな
 ど、ライン地方の有力都市の商業会議所によ
 って提案されていた請願書も関与していた。
 この計画の立案者で、熱心な推進者であった
 メヴィッセンは、プロイセン各地域の商業中

心地、つまりヤルリン、ブレスラウ、ケーニヒスベルク、ダンツィヒ、そしてケルンに、この年形割引金庫を即座に設置しようとして構想⁽⁴⁵⁾としていた。

それに対してハンゼマン自身は、さまざまの配慮から計画の全面的着手をためらっていた。というのも、彼は、従来ローターによって指導されてきたプロイセン金融政策に批判的であり、エルベ以東の優遇を排し、中小商工業者を支援する方策を求めていたのである。

チャーフハウゼン商会に属するもの以外でも、東エルベをはじめとして各地から銀行の設立計画が提案されてきたが、彼はそれらをことごとく拒否していた。ハンゼマンは、まずケルンでの年形割引金庫設置に同意し、それをチャーフハウゼン商会の救済策に結びつけたのである。その際ハンゼマンは、株式銀行を無条件で民間の経営にゆだねるのではなく、国家の監督下で行動させるように企図していた。彼の考之では、チャーフハウゼン商会の改組

は、銀行家の利害のみならず、むしろ工場主、手工業労働者、そして商人たちに対して奉仕するものでなければならなかった。ハンゼマンは、中小高工業者の健全なる育成⁽⁴⁶⁾ということを理念的に志向していたのである。そこで、中小高工業者の育成を助成するために、国家の監督という構想がひきだされてくるのである。シャーフハウゼン商会をとりまく債権者たちの状況は、ハンゼマン的改革構想にとって、うってつけのものであった。銀行の

活動と高工業経営との相互に関係づけられた並立こそが、金融改革をすすめていく上での必須な前提条件であった。しかし具体的な企業活動は、ただちに自由に展開されるのではなく、国家の厳重な管理下におかれねばならなかったのである。

さてハンゼマンは、蔵相就任の翌日、つまり48年3月30日に、当初はローターをきかえて、メグィッセンとの協議を開始し、約1ヶ月間の検討の後に救済計画は具体的に立案さ

れた。4月27日、ハンゼマンと商・工・公共
 事業相パートウ Robert von Patow は、シャー
 フハウゼン商会の支配人ガイヒマンに、つき
 のように書き送っている。「ケルンのシャー
 フハウゼン商会とライン州ならびにウエスト
 ファーレン州における多数の工業企業との包
 括的な結合を考慮し、また、多くの商工業の
 業務を停滞させてまで同商会を強制的に破産
 整理させれば、不信用を増大させ、営業活動
 を極度に減退させ、(住民の一長短)生計

の途を断つに相違ないので、政府は、「同
 商会の債権者と経営関係者との間で株式会
 社を成立させることに便宜をはかる」意向であ
 ると。⁽⁴⁷⁾この文面からうかがえる、株式銀行の
 はたすべき主要課題は、ライン周辺の窮迫し
 た企業経営者への信用媒介である。

ハンゼマンとメグィツセンの協議がすすめ
 られる一方、5月6日に債権者総会が開催さ
 れたが、商会側からその場に提出された決算
 に対して、債権者側はより厳密な資産評価を

行なった決算報告を要求したのである。そこ

表11. 19人委員会の査定による
シャーフハウゼン商会の決算 1848年5月24日

資 産	タ-ラ-		負 債	タ-ラ-	
	タ-ラ-	セント		タ-ラ-	セント
貸付金総額	4,286,365	17	借入金総額	5,775,556	42
土地投機	811,440	—	資産の対負債 超過額	1,366,459	69
工業経営	91,704	66			
他の工業企業 への出資	324,207	28			
国債・株式	619,370	—			
現金・手形	291,635	—			
不動産	697,294	—			
動 産	20,000	—			
計	7,142,016	11	計	7,142,016	11

Bericht der in General-Versammlung der A. Schaaff-
hausen'schen Gläubiger vom 6. d. M. ernannten Com-
mission, in: Rheinisch-Westfälisches Wirtschaftsar-
chiv zu Köln.

で、19人からなる委員会が：の総会で選出さ
れ、資産および負債内容の見なおし、とくに
相場価格による有価証券類の再評価、不動産
の鑑定などを行なうことになった。その19人
委員会が5月24日に作成した決算が表11であ
る。今日の記帳法とは基準が異なっているた
めに、交互計算業務の実態などは分らず、た
ちいった分析はできない。資産の対負債超過
額 Mehrbetrag der Activaを自己資本と考えて
よいか、これは総資産額の19.1%にあたる。

借入金は、一般的な意味での預金と完全に合致するかは分らないが、自己資本の4.2倍となっており、預金業務は積極的にすすめていたものと考えられる。

なお、この19人委員会の中には、メウイッセン、前章に登場したティーマガルト、ブレットなどがふくまれており、Kaufmannが8人いて、⁽⁴⁸⁾最多数を構成している。肩書きとして用いられているKaufmannという語は、今日通常用いられる「商人」という概念より

中広く、営業活動(商業であろうと工業であろうと)についている者はすべてふくめられる場合もある。8人のKaufmannの他は、2人の公証人と地主、あとは1人ずつ、弁護士、営農家、法学博士、建設監督官、下級事務官、枢密商業顧問官、枢密上級鉱山監督官という構成になっている。ただし最後の5名は、身分もしくは称号名で表示されているわけで、実際にはいかなる職業の持主か分らない。地域的には、ケルン在住者が12人いて、残りの

7人は、ボン、エルバーフェルト、ノイス
Neupsなどの、ケルン周辺の都市在住者であ
った。

ところで、この19人委員会に対しては、資
産評価とならんで、5月6日の債権者総会の
席上で課されたもう一つの任務があった。そ
の任務とは、提案されている株式会社への改
組案が全般的な利益にかなったものか、専ら
的立場から検討して見解を表明すること、
そして肯定しうる場合は定款草案を起草する

こと、であった。そして、結局19人委員会は
肯定意見を表明し、表11の決算報告とあわせ
て5月24日付の文書を作成し、それを6月2
日の第二回債権者総会に提出した。この後、
さらに細目を検討していくための委員会が、
19人委員会からの5人と新たに加わった2人
の7人で構成されていった。定款草案の制定
作業は、ハンゼマンとの連絡を保ちながら、
6月から8月にかけて進行していった。しか
し債権者の一部には最後まで、株式会社への

改組に対する異論が残ったため、譲歩案が定款の前文として付せられることになった。その内容は、債権者がその債権を相殺できるように、商會側は資産を競売に付して、少なくとも150万ターラーをすみやかに調達しなければならぬ、というものであった。つまり債権者のなかには、一部であったにせよ、株主となって債権を固定・存続させるよりは、ただちに回収してしまいたいという動きもあったのである。⁽⁵⁰⁾

⁽⁵¹⁾ 制定された定款は、全79条に及ぶかなり詳細なものである。第2条に、A. シャーフハウゼン銀行 A. Schaaffhausenscher Bankverein という商号が規定されている。決して複数の銀行で構成されたわけでもないのに、連合を意味する Verein が付された背景には、メグ、ツセンの意向と期待が感じられるのである。「メグ、ツセンは当時支配的であった『連合の精神 Associationsgeist』を熱烈に信頼して、⁽⁵²⁾ 1856年3月に表わされた、『ケルン商業

会議所1855年次報告の中でも、「株式会社の
本質、任務ならびに法律事情について」とい
う小論を発表し、期待感をこめて株式会社制
度を賛美しているのである。⁽⁵³⁾

第6条から第19条までは、株式と配当につ
いての説明になっている。株式は、A・B・
Cの三種に分類される。債権者は、債権高の
半額ずつをA株とB株とでうけとるのである。
またC株は、シャーフハウゼン商会の社員の
持分額に対するものである。A株は年4½%の

配当を政府によって保証された優先株とし、⁽⁵⁴⁾
B株は配当率が確定されずに、相場価格で清
算されるものである。A株の配当保証の代償
として政府は、銀行経営への共同決定権と、
取締役Direktor 3人のうちの1人と政府側委
員Kommissar 1人の任命権をもち(第21条、
第23条)、その条件下で、第20条に規定され
た業務が遂行される。^第20条には、「一般に会
社は、必要になり次第、いかなるときにもた
やすく貨幣を回収しうるような一切の銀行業

務を経営する資格がある。それに属するものは、割引、預金、貸付、振替ならびに手形業務である」と記載されている。さらにその下に書かれている項目の中には、「当座勘定により信用を授与する」とある。そして、第20条の末尾に列挙された禁止条項では、不動産購入、不動産抵当貸付 *Darlehen auf Hypotheken* ならびに銀行業務の領域外は一切の投機が指示されており、明確に業務範囲から除外されていた。ただし発起業務については、なんら

の規定もない。ところがライン州では、発起業務が通常の銀行業務の一環を占めるものとされていたのである。⁽⁵⁵⁾

シャーフハウゼン商会の債権者たちの間で定款制定作業が進行している一方で、それととりまいていた政治情勢は次第に変化していった。48年3月以来ハンゼマンが指示してきた金融政策は、東エルベのユニカ一層にとっては都合のよいものではなかったから、ハンゼマンに対する彼らの反発は少なからざるも

のがあった。また、三月革命の過程で発揮された労働者層の行動力は大々的なものとは決していえなかったにせよ、それに対してブルジョワジーがいだいた恐怖と警戒には根強かった。かつてブルジョワジーは、労働者の力を制御しつつ、自身の目標実現のために利用できると考えていた。そうした状況のもとで、「三月内閣」を生みだした「自由主義」派の統一がかろうじて保たれていたのである。しかし、48年の春から夏にかけて、政治情

勢は刻々と変化していた。ブルジョワジーや中間層内の王党派、さらには手工業層まで、ユンカーや軍隊、そして保守派の側へ結集していくようになり、ブロックを形成しだした。その年の6月20日に、カンフハウゼン/ハンゼマン内閣からアウエルスヴァルト/ハンゼマン内閣へと移行していた。かつての「自由主義」派の統一は崩れだし、「自由主義」的内閣への支持勢力は失われつつあった。とくに行政権力を強化しようとするハンゼマンの

試みは、「自由主義は反宗教的であり、神から人間を切りはなすものであり、秩序への反抗⁽⁵⁶⁾である」として、ことごとく攻撃された。実際、この「自由主義」は思想的には虚弱で中途半端なものでしかなかった。⁽⁵⁷⁾ハンゼマンはまた、立憲君主制の枠内で、地租免除特権の廃止と農民の賦課からの解放を構想していたが、それは保守派にとって実に「そっとするもの *Greuel*」であった。シャープハウゼン商会の改組も、結局は農業インタレストを圧迫

することになるといった理由で、ユニカ一層には嫌悪されたことであった。

しかし、48年夏までの時点では、なおまた彼我の力関係は、ライン・フルジョウジーの構想を実現させるに足るものであった。8月8日、「ミルデ *Karl August Milde* とハンゼマン両大臣の諮問、なごびに第2回連合州議会で審理された見解にもとづき」、全園僚の署名によってシャープハウゼン銀行の設立が決議された。8月26日に提出した覚書で、ハ

ンゼマンは国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世にこの計画への承認を申し出た。そして8月28日、シャーフハウゼン銀行は、サン・スーシー宮で裁可されたのであった。ここに、プロイセン最初の、そしてドイツ最初の工業信用のための株式銀行が設立されたのである。⁽⁵⁸⁾

またハンゼマンは、政府任命取締役としてメウイツセンの就任を提案し、メウイツセンも了承した。当時のメウイツセンは、中央左派に属するフランクフルト国民議会の議員で

もあったが、「わたしは、この(取締役就任という一長詔)企画が実現するよう願っている。この活動は、わたしの性にあっているし、政治という激しく動く大洋上で活動するよりは、わたしやおま之にとって、また家族にとっても、むしろ生き生きとしていられる⁽⁵⁹⁾として、国民議会から離脱したのであった。それも、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題に關して、プロイセンがとった行動にいかに対処すべきかという重大な課題が課せられ

ていたときに。かくて9月15日、メウ・ツセ
ンは閣議によって任命された。アウエルスウ
ェルト/ハンセマン内閣の役割は、すでに9
月8日に終っていたのである。

(2) シヤーフハウゼン銀行の

1850年代の発展

三月革命の鎮圧に成功したプロイセン国家
権力は、ユンカー層の利害に決定的に対立し

ない限りで、ブルジョワジーからの要求を容
認するようになった。その結果、50年代以降、
ライン・ヴェストファーレン地方、とりわけ
ルール地方に重工業が展開してくる。しかし
また、ルール重工業の建設は、ドイツ連邦内
におけるプロイセンの優位を創出・強化する
ことを意味したから、小ドイツ主義によるド
イツ統一を志向していたプロイセン権力にと
って望むところであった。その重工業建設
にあたって、金融面で大きな役割を演じたの

がシャープハウゼン銀行であった。株式会社設立に関しては依然として肉鎖的政策をとるプロムセン権力のために、当時強大な資本集中能力を発揮しうる株式銀行は、わずかにシャープハウゼン銀行一行のみであったからである。

1849年春、ルール地方で豊富な炭鉄鉱石の鉱脈が発見された。すでに47年に設立準備会議を結成していたケルン鉱山連合が^カこの採掘を計画し、商會時代からのシャープハウゼン

の援助に支えられ、政府に対する設立申請になお一層の拍車がかけられた。その結果49年10月22日に、同連合はルール地帯における最初の株式会社として認可された。炭田の主要な採掘者として、さらにルール地帯の豊かな深層開発に成功したことによって、同連合はルール鉱山業の急速な躍進の道を切り開いたのである。⁽⁶⁰⁾ルール地帯の鉱脈はかなりの深層に横たわっているから、いわゆるイニシアル・コストが巨額になりがちな点で、その点で

株式会社としての利益が大きく発揮されるのである。

また、重工業建設を飛躍的に促進させた要因としては、51年5月12日に制定された二つの鉱山法を無視することはできない。その第一は、国家の「監督原則」を廃したいわゆる「財産共有者法 *Miteigentümerge-setz*」で、これによって鉱業の生産活動の自由があたえられることになった。第二は、国庫に納入する鉱山税を半減させた課税法である。従来は習

慣的に十分の一税が採用されていたが、新課税法によって租税体系は簡素化され、51年の第3四半期以降、鉱業収益の $\frac{1}{20}$ のみを納めればよくなった。⁽⁶⁾ 5月18日にメウイッセンは、ケルン鉱山連合取締役マリングロット G. Mallin-Krodt への手紙の中で、つぎのように評価している。「鉱山法は、われわれエッセンの企業にとって非常にありがたいことになりました。私は、この法律によって、国内の発展しつつある鉄鋼生産と石炭消費の著しい

上昇と結びつくよう期待しています。ハイ
ト(1848年末以来の商相 August von der Heydt
— 長沼)は、この法律で、我国のために非
常な手柄をたてたのです。⁽⁶²⁾この政策決定が、
50年代における多くの鉱業企業の設立を容易
にし、重工業の展用に大きく貢献したことは、
疑いようもない。

ケルン鉱山連合について、シャーフハウゼ
ン銀行が関与した有力な鉱業企業の例は、ハ
ルテ鉱山・製鉄連合 Hürder Bergwerks- und

Hüttenverein の設立である。同連合の母体は、
1841年に設立されたドルトムント郊外ヘルテ
の一圧延工場であった。この圧延工場は、40
年代の鉄製品の需要増加に対応して、47年に
企業形態を合資会社に転換させた(Hermann
Diedrich Piepenstock & Co. 表6を参照のこと)
が、その際に出資したのがシャーフハウゼン
商会とそれに密接な個人金融業者たちであっ
た。そして、シャーフハウゼンなどの資本力
をバックにして工場設備の拡張を行ない、当

時のルール地帯における一大企業に成長して
 いた。50年代になると、原料である鉄鉄価格
 が騰貴してきたこともあって、49年春に発見
 された炭鉄鉱石を利用して製鉄過程を包含し、
 大高炉を建設する計画がたてられたのである。
 しかし、高炉建設その他に要する巨額な資本
 を集中させるためには、さらに株式会社への
 転換が要求され、従来の経緯からチャーフハ
 ウセン銀行の主導の下に、株式会社アルテ鉱
 山・製鉄連合の設立が、51年4月26日にハ

トへ提案された。すでに、鉱山法の制定は実
 質的に決定されていたから、この設立計画は
 非常に有望なものであった。ハイトは4月30
 日に、⁽⁶³⁾「この件はできるだけ急がねばならぬ
 といふと、提案書の欄外に書きとめている。そ
 して翌52年2月16日に、鉄鉱石、石炭、菱亜
 鉛鉱 Galmei、およびその他の金属・鉱石を採
 査し、採掘し、加工しうる株式会社として、
 同連合に認可が下されたのである。

アルテ鉱山・製鉄連合の基礎資本金200万

ターラーに対して、シャーフハウゼン銀行とその経営者たちは、かなりの部分をひきうけて大株主となったが、それだけにとどまらず、ヘルテ連合の経営の実際面も担当した。メウツセンはヘルテ連合の取締役会長でもあった。シャーフハウゼン側の他の2人の取締役であるダイヒマンやヴェンデルシュタット Victor Wendelstadt (ダイヒマンの娘むこ) もまた、ヘルテ連合の取締役にいらっていたのである。⁽⁶⁴⁾ まさに大銀行と大重工業企業と

の資本的・人的融合関係が実現していたのであった。

このように重工業企業と密接な関係を持ち、積極的な活動を展開していたシャーフハウゼン銀行は、すでに1852年には「ドイツ経済において傑出した地位」を占め、同行の政府側委員であったフォルスト Forst の、52年4月16日付の蔵相なすびに高・工・公共事業相あての報告書では、同行に対するすぐれた評価が述べられた上で、口従来4%の配当であつ

たB株の相場は、年初以来、100から106%以上
にまで高騰している』と指摘されていた。⁽⁶⁵⁾

シャーフハウゼン銀行の活躍は、53年9月
3日の同行株主総会における取締役メグィッ
センの説明から読みとることができ。そ
れは、つぎのようなものである。「フランス
とイギリスの前進について、政情の^定したド
イツでも、資本はふたたび、1848年から1851
年の時期よりもさらに大規模に、新たな工業
の創造に取り組んできた。当行取締役会は、

ライン州の諸要求と資力を注意深い目で観察
し、適当な時期にイニシアチブをとり、活
力のある大工業を創造することも、常にその
も、とも重要な使命の一つとしてみなしてき
た。

その協力のもとに、先年来の不況でずっと
沈滞してきたケルン再保険 *Kölnische Rückver-
sicherung* が、1852年に再建された。---

ヘルデ鉱山・製鉄連合によって、なお未発
達であった鉄の生産・加工を大規模に、そし

て大資本で促進させることを目的とする、ライン・ヴェストファーレン地方最初の株式会社が創設された。ケルン鉱山連合によって、エッセン鉱区の非常に豊かな炭鉱を採掘するための株式会社がおこされた。---

アリアンス Alliance と エッセン ヴァイラー・コンコルディア Eschweiler Concordia とによって、亜鉛、鉛および鉄を生産するための二つの株式会社が創設された。

工業活動の他分野では、ケルン綿紡織 Köl-

nische Baumwollspinnerei und -weberei が、まもなくこの部門での国内需要を自国生産でカバーすることを期待させる躍進の先駆者であった。

当行取締役会がイニシアティブをとったほとんどのすべての場合、まもなくその他種々の模倣が現われ、要求の現存、なごびにそれによって利益率に対して必要な見込が証明されたことに、取締役会は満足している。⁽⁶⁶⁾

つぎの表は、シャーフハウゼン銀行の関

表12. シヤ-フハウゼン銀行の関与で
設立された企業 (1848~'57)

工業

- ・ Hoerder Bergwerks- und Hütten-Verein
- ・ Kölner Bergwerks-Verein
- ・ Kölnische Baumwollspinnerei u. Weberei
- ・ Kölnische Maschinenbau-Actiengesellschaft
- ・ Köln-Müsenener Bergwerks-Actienverein

銀行・保険

- ・ Kölnische Rückversicherungs-Gesellschaft
- ・ Concordia, Kölnische Lebensversicherungs-Gesellschaft
- ・ Agrippina, Kölnische Transportversicherungs-Gesellschaft
- ・ Kölnische Hagelversicherungs-Gesellschaft

表12. のつづき

銀行・保険

- ・ Bank für Handel und Industrie in Darmstadt
- ・ Internationale Bank in Luxemburg
- ・ Kölnische Privatbank in Köln

鉄道

Bonn-Köln 鉄道と Köln-Krefeld 鉄道の
統合.

Koenigs, a. a. O., S. 45

とによって設立された企業を示したもので、この表だけからも、ライン地方の中に銀行であった同行の規模がうかがえよう。

表13-2 シェ-フハウゼン銀行主要勘定

年	資			産	
	現金・預貯	預け金	有価証券	証券担保貸付	担保貸付
1848	1.76	—	1.07	1.37	2.74
49	2.05	—	2.66	2.63	2.58
50	3.48	—	1.80	1.18	2.66
51	4.72	—	2.80	1.44	2.43
52	4.74	3.76	4.83	1.00	2.41
53	8.77	3.97	2.68	1.55	2.21
54	8.09	3.54	3.50	1.06	1.53
55	6.80	3.90	3.78	0.40	1.42
56	8.25	4.15	4.39	0.60	1.27
57	6.52	3.19	3.92	2.05	1.33
58	8.88	1.82	3.38	1.22	1.22
59	8.81	3.94	2.64	0.64	1.18
60	9.72	8.50	2.34	0.22	1.16

表13-2 : 1848~'60 (100万マルク)

当座貸越	産			資産負債 共通合計	年
	他企業出資	工業企業入	動産・不動産		
8.82	4.38	1.13	2.23	24.22	1848
11.89	4.38	1.10	2.26	30.32	49
13.75	4.45	1.16	2.35	32.22	50
13.01	4.73	1.30	2.36	32.73	51
9.64	5.07	1.49	2.43	34.49	52
10.35	4.40	0.63	2.34	36.87	53
10.77	4.69	0.49	2.61	36.19	54
12.89	4.92	0.49	2.59	37.29	55
14.07	5.20	0.57	2.55	41.02	56
14.70	5.27	0.57	0.82	38.17	57
15.95	5.30	0.53	0.78	38.88	58
16.61	5.28	0.51	0.82	40.29	59
16.85	5.35	0.49	0.73	45.21	60

A. Bosenick, Neudeutsche gemischte Bankwirtschaft,
München / Berlin 1912. S. 358-359より作成。

表13-b シャ-フハウゼン銀行主要勘定

年	負債			
	当座預金	一般預金	引受形	支払保証
1848	2.44	0.05	0.29	2.83
49	6.99	0.78	0.80	2.53
50	8.09	1.22	0.76	2.60
51	9.61	1.74	0.89	2.03
52	9.84	2.35	0.78	1.22
53	11.48	2.25	1.19	1.42
54	11.28	1.71	1.66	0.92
55	10.57	2.27	2.25	1.00
56	13.34	2.62	2.39	1.27
57	9.75	2.68	2.37	1.88
58	10.71	2.60	2.89	1.63
59	11.51	2.26	3.75	1.53
60	15.41	2.08	4.63	1.63

表13-b: 1848-'60 (100万マルク)

株式資本金				積立金	純益	配当		年
A	B	C	計			%	金額	
5.96	5.96	3.64	15.56	2.81	0.23	—	—	1848
5.96	5.96	3.64	15.56	2.75	0.91	4	0.62	49
5.96	9.60		15.56	3.00	1.00	4.5	0.70	50
1.34	12.75		14.09	3.36	1.01	4.5	0.63	51
0.01	15.56		15.57	3.66	1.07	6.2	0.97	52
0.00	15.56		15.57	3.83	1.14	6.5	1.01	53
0.00	15.56		15.56	3.86	1.19	6.75	1.05	54
0.00	15.56		15.56	3.98	1.67	9	1.40	55
	15.56		15.56	4.16	1.67	9	1.40	56
	15.56		15.56	4.22	1.71	9	1.40	57
	15.56		15.56	4.38	1.11	6	0.93	58
	15.56		15.56	4.55	1.14	6	0.93	59
	15.56		15.56	4.72	1.18	6	0.93	60

Ebenda; Koenigs, a. a. O., S. 40; Riesser, Die deutschen Großbanken und ihre Konzentration, Jena 1912. S. 64.

表13はシャープハウゼン銀行の主要勘定で、
 aが資産の内訳を、bが負債の内訳を示して
 いる。48年から51年までは、改組時の混乱が
 尾をひいていたものと考えられ、52年ごろか
 ら株式銀行としての本格的業務を開始している
 ようである。52年では、A株も事実上償還さ
 れているから、51年以前は、高会時代の業務
 整理の段階とみられる。したがって、各項目
 ごとに時系列に沿って検討する場合は、52年
 次も基準年とする。まず表13-aから、資産

勘定の構成をみると、資産合計のうち現金・
 手形が二割前後（52年以前では一割前後）、
 有価証券の保有高はおおむね一割ないしはそ
 れ以下、当座貸越に圧倒的な重点をおく貸付
 額は4割前後、そして他企業への出資が一割
 強となっている。ついで有価証券をみると、
 52年値が例外的に多いのによく気づく。これは
 恐らく、52年に設立されたヘルテ連合の引受
 行為を反映しているものと思われるが、同行
 がルール地帯の重工業を中心に発起業務をす

すすめ、かなり積極的な株式引受を行なっていたわりには、有価証券の全体的水準は低いように思われる。一方で積極的な引受行為がありながら、引受株式があまり累積されな
 いということは、当然引受株式の良好な売行
 ということを連想させる。しかもケルンの取
 引所は、証券市場という点での意義は低かっ
 たのであるし、さらに上述の19人委員会メン
 バーの出身地や商會時代の取引先から類推し
 て、同行の取引範囲は大体ライン地方に地域

的に限定されるから、つまりライン地方の投
 資家層との間に直接的・持続的結びつきがあ
 ったものと考えられるのである。そして商會
 時代から投資していた企業の発起業務をひき
 受け、その引受株式が販売されるという、つ
 まり資本が固定化されきらずに還流している
 状態を示しているのである。

つぎにチャーフハウゼン銀行の交互計算業
 務を検討してみよう。表14をみると、56年ま
 では、貸越残高と預金残高は平衡を保ってお

表14. シャーフハウゼン銀行の交互計算業務

年	当座貸越	当座預金	貸付超過	口座数		
				当座預金残	当座貸越残	計
1852	9.64	9.84	-0.20	624	472	1,096
53	10.35	11.48	-1.13	590	604	1,194
54	10.77	11.28	-0.51	611	643	1,254
55	12.89	10.57	2.32	630	632	1,262
56	14.07	13.34	0.73	639	636	1,275
57	14.70	9.75	4.95	621	665	1,286
58	15.95	10.71	5.24	639	653	1,292
59	16.61	11.51	5.10	622	613	1,235
60	16.85	15.41	1.44	675	614	1,289

口座数は Riesser, a.a.O., S. 63. (金額単位: 100万マルク)

り、それぞれ口座数もまた平衡を保ちつづけていいるから、長期信用の比率は小さかった

であろうと考えられる。それが57年恐慌の段階にはいって貸付超過に急速に転じており、しかも口座数には変動がないことから、取引先の経営内容の悪化、債権のこげつき・長期化を伴っていたものと判断できよう。一方、当座預金残高も不況期にはいってかゝる増加をみせているが、これは遊休資金の増加を意味すると考えられる。なお口座数は、有意の変動を示しているとはいいかたいため、当初かゝる有力企業は同行に掌握されていたといえる。

表15. 経営規模の発展

年	自己資本(指数)	他人資本(指数)	貯蓄の計(指数)	共通合計(指数)
1848	18.60 (92)	5.62 (40)	2.44 (20)	24.22 (70)
49	19.22 (95)	11.10 (78)	7.77 (64)	30.32 (88)
50	19.56 (96)	12.66 (89)	9.31 (76)	32.22 (93)
51	18.46 (91)	14.27 (101)	11.35 (93)	32.73 (95)
52	20.30 (100)	14.19 (100)	12.19 (100)	34.49 (100)
53	20.54 (101)	16.33 (115)	13.73 (113)	36.87 (107)
54	20.61 (102)	15.58 (110)	12.99 (107)	36.19 (105)
55	21.21 (104)	16.08 (113)	12.84 (105)	37.29 (108)
56	21.40 (105)	19.62 (138)	15.96 (131)	41.02 (119)
57	21.49 (106)	16.68 (118)	12.43 (102)	38.17 (111)
58	21.06 (104)	17.82 (126)	13.31 (109)	38.88 (113)
59	21.25 (105)	19.04 (134)	13.77 (113)	40.29 (117)
60	21.46 (106)	23.75 (167)	17.49 (143)	45.21 (131)

1852年=100.

100万マール

表16. 利益率 %

	純益/総資産x100	純益/自己資本x100	配当金/自己資本x100
1848	0.95	1.24	—
49	3.00	4.73	3.23
50	3.10	5.11	3.58
51	3.09	5.47	3.41
52	3.10	5.27	4.78
53	3.09	5.55	4.92
54	3.29	5.77	5.09
55	4.45	7.87	6.60
56	4.07	7.80	6.54
57	4.48	7.96	6.51
58	2.85	5.27	4.42
59	2.83	5.36	4.38
60	2.61	5.50	4.33

また表15, 表16は, 経営規模の発展ならびに利益率を考へてみるために, 表13を加工したものである。とくに, 銀行としての順長な成長をものがたっているが, 他人資本の伸び具合の良さに気づく。また, 1850年代にはいつから, 預金が自己資本の6割程度にあたりており, この当時の他のドイツの株式銀行——たとえばダルムシュタット銀行——に比べて, かなり預金比率が高かったのである。ただし現代の銀行と比較すれば, 圧倒的に預金が少

ない。たとえば, 自己資本/預金を計算してみると, 兼営銀行主義的なものもふくめて, 第二次大戦後の銀行は10%以内であるが, ⁽⁶⁷⁾この計算をそのままシャープハウゼン銀行に適用すると, 百数十パーセントになるのである。さて, 1850年代の好況時に順調な成長をとげてきたシャープハウゼン銀行も, 57年恐慌の影響はまぬがれなかった。表16をみると, 三種類の数値がすべて50年代前半の上昇傾向を明示しており, 55年から57年にかけては^はプラ

ト一状のピークをなしている。そして57年以降の利益率の悪化もまた明白である。58年9月4日のシャーフハウゼン銀行株式総会で、グエンデルシュタットはつぎのように報告している。「1857年は、…銀行業務にとって一般に不都合であった。57年は、まさに体験してきた株式・貨幣恐慌をあとに残すことになった不況とともに明け、時がたつにつれて、あの大々的な商業の動揺になったのである。たしかに商業の動揺というものは周期的に再

発するし、また商業と工業の分野で過度の投機と新設を適正規模にまでもどすために、再発するに相違ないのだが、今回の現われ方は、最終的にどうなるのか予測がつかないので、世界を不安と恐怖で悩ましたのである。⁽⁶⁸⁾この57年恐慌の洗礼をうけて、シャーフハウゼン銀行は60年代にすすんでいく。したがって本稿もこの時点で終るのである。

註

(1) 第I章の叙述は、主として、つぎの文献に
依拠してなされる。Alfred Krüger, Das Köl-
ner Bankiergewerbe vom Ende des 18.
Jahrhunderts bis 1875, Essen 1925. S.
49-57; Westdeutsche Ahnentafeln, hsg.
v. Hans Carl Scheibler u. Karl Wülfrath,
Bd. 1, Weimar 1939. S. 31-66. 個々の事例
について一一典拠を示すのは、あまりにも
煩瑣になるものと思われるので、省略した。

(2) 1950年でもプロテスタントは、ケルンの人口中21.3%にとどまっている。Erich Keger (Hrsg.), Deutsches Städtebuch. Handbuch städtischer Geschichte, Bd. III, Rheinisches Städtebuch, Stuttgart 1956. (以下では Rheinisches Städtebuch とする) S. 256, 265.

(3) 一例をあげれば、18世紀におけるケルンの指導的な宮廷金融業者 Hofbankier 五家のうち、以下の四家がプロテスタントであった。von Meinerzhagen, von Hack, von Peckling-

hausen, Pelzer, そして von Franz のみかカトリックであった。Westdeutsche Ahnentafeln, S. 30-31. さらにライン地方全域に眼を向けても、近代における産業発展の主要な担い手がほぼプロテスタントに属していた、という事実がある。F. Zunkel, Der Rheinisch-Westfälische Unternehmer 1834-1879, Köln u. Opladen 1962. S. 29-31. また未見ではあるが、『なぜプロテスタントはケルンでかくも強くなるか』K. Treffer, Was-

um werden die Protestanten so mächtig in Köln? Köln 1789. という書物さえある。

(4) 17世紀末の組織としての Bürgerfahne というものの実態が現在までのところよく分らないが、恐らくケルンの *Bürgererschaft* 全体を包括するような団体組織であったと考えられる。

(5) *Westdeutsche Ahnentafeln*, S. 32, 482.

(6) 註(3)を参照せよ。

(7) *von Franz* は1795年に破産整理, プロテス

タント系は金融業務を清算し、古くから兼営していた鉱山業などに撤退した。 *Westdeutsche Ahnentafeln*, S. 31.

(8) ケルンにおけるユダヤ教徒の居住は、かなり古くから知られている。15世紀初頭までは、商人としてケルンに渡来し、やがて土地を保有するなどの例も少なからずあり、定住区もあった。しかし1424年に最終的に追放され、以後ユダヤ教徒は1794年までケルン市内で夜を過ごすことができなかった

〔昼間、商用などで入市することは不可能ではなかった)。こうした状態が撤廃されたのは、「ユダヤ人解放」を宣言した革命フランスが1794年にケルンを占領したからである。Vgl. Rheinisches Städtebuch, S. 265.

(9) ただしこの種の取引は、ナポレオン戦争の過程で、1794年以降(1813年まで)ケルンがフランスに占領されたために中断されている。オーストリアは、1802-03年に、フランクフルト/M.のゲートマン/Beethmann

に依頼して借り替えており、1794年交付のシヤーフハウゼンの総括借用証 Generalobligation も書き替えられている。

(10) フリューガーはこの設立を1790年ごろとしている。Krüger, a.a.O., S. 50

(11) Mathieu Schwann, Geschichte der Kölner Handelskammer, Bd. 1, Köln 1906. S. 43

(12) ebenda, S. 1-49.

(13) ebenda, S. 448-452.

(14) Ernst Koenigs, Erinnerungsschrift zum

50-jährigen Bestehen des A. Schaaffhausen'schen Bankvereins, Köln 1898. S. 7.

(15) ebenda

(16) Westdeutsche Ahnentafeln, S. 34.

(17) Richard Tilly, *Financial Institutions and Industrialization in the Rhineland 1815-1870*, Madison/Milwaukee/London 1966. p. 56.

(18) Koenigs, a. a. O., S. 7.

(19) ebenda, S. 6; Krüger, a. a. O., S. 91

(20) Krüger, S. 90.

(21) 渡辺尚「Brügelmann工場とドイツ産業革命」『社会経済史学』第36巻6号。1971.

(22) R. Tilly, op. cit., p. 20.

(23) Koenigs, a. a. O., S. 5, 8.

(24) 1815年に継承した父J.W.の商会の資産が少くとも3万ターラーはあったといわれおり、24/25年のターラーには、それが加算されているはずである。R. Tilly, op. cit. p. 162 n. 60.

(25) Krüger, a. a. O., S. 53-54.

(26) Westdeutsche Ahnentafeln, S. 35-36.

(27) ebenda, S. 48.

(28) R. Tilly, op. cit., p. 54.

(29) Dietrich Eichholtz, Junker und Bourgeoisie vor 1848 in der preussischen Eisenbahngeschichte, Berlin 1962. S. 114.

(30) 1850年末の時点では、全株式資本の64.4%が鉄道部内に吸収されている。K. Bösselmann, Die Entwicklung des deutschen Aktienwesens im 19. Jahrhundert, Berlin 1939. S. 199-200.

(31) Krüger, a. a. O., S. 39.

(32) ebenda, S. 41.

(33) K. Bösselmann, ^(a. a. O.) S. 61-63.

(34) 参照。川本知良「三月前期ライン地方における金融問題」, 大野・住谷・諸田編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣, 1972年所収。R. Tilly, op. cit. chap. V.

(35) 参照。大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣, 1956年。とくに5頁以下。

(36) Krüger, a. a. O., S. 56.

(37) Koenigs, a.a.O., S.15; Vgl. Krüger, S.56.

(38) R. Tilly, op. cit., p.39.

(39) Helmut Böhme, Preussische Bankpolitik, in:

H. Böhme (Hrsg.), Probleme der Reichsgründungszeit 1848-1879, Aufl. 2, Köln/Berlin 1992, S. 119-120.

(40) 参照。肥前栄一「ドイツ産業革命と銀行政策 — プロイセン銀行の成立過程を中心に —」, 同『ドイツ経済政策史序説』, 未来社, 1973. 前篇第4章。

(41) F. X - リング『ドイツ社会民主主義史』, 上巻, ミネルヴァ書房, 1968. 314頁。

(42) H. Böhme, a.a.O., S.119.

(43) Joseph Hansen, Gustav von Mevissen, Ein rheinisches Lebensbild 1815-1899, Bd. 2, Abhandlungen, Denkschriften, Reden und Briefe, Berlin 1906. S.339.

(44) ebenda, S.362.

(45) Vgl. H. Böhme, a.a.O., S.125.

(46) Die Disconto-Gesellschaft 1851 bis 1901,

Denkschrift zum 50 jährigen Jubiläum,
Berlin 1901. S. 4.

(47) H. Böhme, a. a. O., 128; K. Obermann, Die Rolle
der ersten deutschen Aktienbanken in den
Jahren 1848 bis 1856, in: Jahrbuch für
Wirtschaftsgeschichte, 1960, Teil II, S. 54.

(48) Koenigs では, なぜか Bredt が落ちており,
18人の委員会になっている。Vgl. Koenigs,
a. a. O., 17.

(49) Bericht der in General-Versammlung der

A. Schaaffhausen'schen Gläubiger vom 6.
d. M. ernannten Commission, in: Rheinisch-
Westfälisches Wirtschaftsarchiv zu Köln.

(50) Koenigs, a. a. O., S. 18-20.

(51) Statut des Abr. Schaaffhausenschen Bank-
vereins, Gesetz-Sammlung für die könig-
lichen Preussischen Staaten. 1848. S. 234-
246.

(52) H. Böhme, a. a. O., S. 127.

(53) J. Hansen, a. a. O., Bd. 2, S. 532-537.

(54) Böhme は、これを 4% として いるが、それは誤りである。 Böhme, a. a. O., S. 128.

(55) L. Metzler, Studien zur Geschichte des deutschen Effektenbankwesens, Leipzig 1911. S. 111.

(56) H. Böhme, a. a. O., S. 131.

(57) V. Valentin, Geschichte der deutschen Revolution 1848 - 1849, Bd. II, Köln/Berlin 1970. S. 235.

(58) Böhme, a. a. O., S. 131; Obermann, a. a. O., S. 54.

(59) J. Hansen, a. a. O., Bd. 2, 425.

(60) ebenda, Bd. 1, S. 636-637.

(61) H. Blumberg, Die Finanzierung der Neugründungen und Erweiterungen von Industriebetrieben in Form der Aktiengesellschaft während der fünfziger Jahre des neunzehnten Jahrhunderts in Deutschland, am Beispiel der preussischen Verhältnisse erläutert, in: H. Mottek (Hrsg.), Studien zur Geschichte der industriellen Revolution, Berlin 1960.

S. 176.

(62) J. Hansen, a. a. O., Bd. 1, S. 634.

(63) K. Obermann, a. a. O., S. 59.

(64) ebenda

(65) ebenda, S. 59-60.

(66) A. Schaaffhausen'scher Bankverein in Köln,
Protocoll der am 3. September 1853 gehaltenen
General-Versammlung, in: Rheinisch-
Westfälisches Wirtschaftsarchiv zu Köln.

(67) 参照. 板倉董一『新訂銀行論』, 東洋經濟新

報社, 1965. 233頁.

(68) A. Schaaffhausen'scher Bankverein in Köln,
Verhandlungen der am 4. September 1858
abgehaltenen General-Versammlung, in:
Rheinisch-Westfälisches Wirtschaftsarchiv
zu Köln.